

## ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題

JICA ラオス事務所 松元秀亮

### 第1 プロジェクト概要

- ラオス側実施機関 : 司法省, 最高人民検察院, 最高人民裁判所  
 期間 : 2003年5月～2006年5月  
 延長期間 : 2006年5月～2007年5月 (普及活動)  
 上位目標 : 法案審査及び法律適用が適切に行われるようになる。  
 プロジェクト目標 : 法律基礎文書の作成・活用や研修の実施を通じ, 司法・立法関係職員の法律基礎能力が向上する。

### 第2 プロジェクトの成果物

- 1 司法省 : 民法教科書, 企業法注釈書, 法律辞書, 法令データベース
- 2 最高人民検察院 : 検察官捜査マニュアル, 検察官人事組織マニュアル
- 3 最高人民裁判所 : 判決起案マニュアル, 法令集

### 第3 普及活動

- 1 当初期間 (2003年5月～2006年5月)
- 2 延長期間 (2006年5月～2007年5月)
- 3 追加期間 (2007年5月～同年12月)

期間	内容	回数	延べ人数
<b>司法省</b>			
当初期間	民法教科書に関するディスカッション	2回	27人
延長期間	民法教科書セミナー	4回	117人
	企業法セミナー	1回	55人
	法令データベースセミナー	1回	40人
追加期間	民法教科書普及ワークショップ	1回	36人
	企業法解説書普及ワークショップ	2回	78人
<b>最高人民検察院</b>			
当初期間	検察官捜査・検察官人事組織マニュアル普及 WS	2回	91人
延長期間	検察官捜査・検察官人事組織マニュアル普及 WS	7回	304人
	ワークショップ評価	2回	
追加期間	検察官捜査マニュアル普及 WS (警察)	3回	120人

期間	内容	回数	延べ人数
<b>最高人民裁判所</b>			
当初期間	判決起案マニュアル普及 WS	3回	140人
延長期間	判決起案マニュアル普及 WS	6回	340人
追加期間	ワークショップ評価	2回	60人
	判決起案マニュアル普及 WS	1回	40人

#### 第4 本プロジェクトの普及活動の方法

日本人専門家不在の中でのラオス側 C/P 独自の普及活動

- ① 開催方法，日数，対象者など全てラオス側のアイデアが基本
- ② 計画時には C/P から，開催目的，研修内容などを記した計画書の提出
- ③ 講義は全てラオス人 WG メンバーが実施
- ④ 活動終了後には，C/P から活動内容についての報告書の提出

#### 第5 本プロジェクトの普及活動の長所と短所

##### 1 長所

- ① ラオス側のオーナーシップの向上。
  - \* 資金的には JICA に頼らざるを得ないが，その他の計画立案，実施，報告を自ら行う（頼れるところがない）ことで，自分達の活動であることを強く意識している。
  - \* 活動経費の支出及び報告も C/P が行っているため，全体をマネジメントしている感覚が高まり，また，必要経費の認識も高まる。
  - \* 中央機関としての威信から，地方での活動が無責任に実施することはできないため，専門家が不在であっても効果の高い研修を目指している。
- ② 少ない投入量
  - \* JICA 事務所によるモニタリングのみであるので，専門的知識を必要としない場合には，投入量と比べて効率的な活動が実施できる（1年間を通じて業務調整員や長期専門家が必要な活動量ではなかったため）。
- ③ 身の丈にあった活動
  - \* 専門家がいなくなり，C/P にとっては日々の業務に追われながらの活動である一方，それはプロジェクト終了後の現実に即した活動を行っていることになる。資金的な観点を除き，持続性を高める活動方法になり得る。

##### 2 短所

- ① 専門家不在のため技術的な支援は現地では全く行うことができない。
  - \* 支援を行えるのは，計画・立案方法，評価及びフィードバックのみ。

- \* ただし、本プロジェクトに従事しているわけではないので、計画・立案から実施、評価、フィードバックの一連の流れを深くサポートすることができない。
  - \* これを補完するため、JICA-Net や本邦研修を通じた技術的な支援は行うことはできる。（本プロジェクトでは、JICA-Net での研修アレンジも計画しようとしたが実施することはできなかった。）
- ② 活動を促進することができない。
- \* 常時 C/P をサポートすることができないため、活動が計画から遅れていたとしても、なかなかその活動を早めることはできない。
  - \* 結果として、活動をほぼ予定通りに実施できたのは、支援の期限設定による。
- ③ 活動全体をモニタリングすることは不可能。
- \* 個々の活動にすべて参加することは、時間的に不可能で、ワークショップの初日から最終日まで JICA 事務所から参加したのは 3, 4 回程度。

## 第6 普及活動を担当しての考察

### 1 マネジメントに関する技術移転の重要性

普及活動において必要と感じた支援は、内容に関する技術的な支援だけでなく、研修のマネジメント。

- \* 事前準備：必要とされている研修内容の検討・検討方法
- \* 実施中：講義と参加型研修との配分、講義方法
- \* 事後：研修の評価及びそのフィードバック

これらの手法は、JICA 事務所からも提言することができるが、時間的限界がある。本プロジェクトにおいては、当初の期間において C/P 自らによるワークショップの実施が少なかったため、これらの手法を習得しているとは言いがたい。今回のような事務所のみによるモニタリング実施という方法の効果を高めるには、研修マネジメントに関する投入を事前に行っておくのが望ましい。

### 2 自立的な普及活動を可能にした人材育成

この普及活動方法で実施できたのは、当初のプロジェクト期間中に十分な基幹となる人材の能力向上を果たすことができたため。

### 3 普及活動のための継続的な資金的な支援の必要性

ラオスのような財政基盤の非常に弱い国においては、普及活動への予算配分もままならない。一方で、本プロジェクトの成果品は、ラオス側関係者から高い評価を受けており、そのような成果物であれば、できる限り多くを対象に、支援国の資金による徹底した普及活動を行う意義は非常に大きい。

### 4 人材育成は長期的な取り組みが必要

特に地方においては、基本的な知識のレベルが低いのが現状で、多くのことを1度聞いただけで理解できるものではなく、またそのような人材を育成することが地方に

においては必要とされている。

上記3と関連するが、その国にとって極めて重要であると判断できる成果であれば、それを徹底して普及していくことも重要であり、そのための中・長期的な活動の支援も一つの選択肢である。

#### 5 ラオスにおける普及活動はC/P自身の学びの場

普及活動により、C/Pは地方の実情を知り、地方職員の意見や抱えている問題を把握し、自国の抱えている問題を再認識している。この活動により、成果物を創造する際に向上した技術・能力を更に深め、自らのものとしていくことができおり、そのような観点からも普及活動の意義は大きい。

### 第7 今後のプロジェクトに対する提案

上述の考察等を基に、以下のようなプロジェクトの枠組みを今後検討していきたい。

フェーズ1：分野の専門性を持った長期及び短期専門家がC/Pとともに成果物を作成し、C/Pに対する技術移転を図る（十分な基幹人材の育成が必要）。

フェーズ2：分野の専門性を持った長期専門家に加え研修マネジメントの技術を持った短期専門家を加え、普及活動の方法を習得させる（1年程度）。

フェーズ3：事務所員もしくは業務調整員により（活動量の多寡による）、ラオス自身の活動の支援を継続する（2年～3年）。

以上